

社会福祉法人大徳会 基本理念

- 1 利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援します。
- 2 提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めます。
- 3 地域の独居高齢者、経済的に困窮する方を支援するため、低額な料金で福祉サービスを提供することに努めます。

平成30年度 社会福祉法人大徳会事業計画書

I 基本方針

- 1 利用者の生活、人生の質の向上並びにその人らしい生活の支援。
- 2 家族が安心できるサービスの提供と家族の支え合いの支援。
- 3 職員が活き活きと誇りをもって働ける職場づくり。
- 4 社会福祉法人としての社会貢献活動の取組。
- 5 地域との交流を図り、安心と信頼で結ばれる福祉施設及び介護保険事業所の運営。
- 6 身寄りの少ない高齢者に、明るく優しい場を提供することがみ仏のお召しにかのうことであると、高齢者施設の建設に思いをたれた創始者の遺志に反しないよう、高齢者福祉に邁進する。

II 事業計画

- 1 軽費老人ホーム玉真園の運営について・・・軽費老人ホーム玉真園事業計画参照
- 2 ホームヘルパーセンター玉真園の運営について・・・ホームヘルパーセンター玉真園事業計画参照
- 3 ケアプランセンター玉真園の運営について・・・ケアプランセンター玉真園事業計画参照
- 4 借入金の返済
平成12年度に玉真園の大規模修繕等の施設整備資金として独立行政法人福祉医療機構から借入れた借入金及び利子を確実に返済する（残額600万円、返済残期間3年）。
- 5 玉真園の安定経営をしていく上で、出きるだけ長期に利用していただけるような支援サービス、更に終末まで安心して生活できるサービスの提供に取り組む。
- 6 安全対策
人命を預かる施設として、安全面に対する職員の意識の高揚と教育をさらに強化し、交通・食・健康・設備面での安全はもとより火災、自然災害等への対応も含めてより一層の対策を図る。
- 7 苦情解決体制
福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや苦情に対する社会性や客観性を確保し、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図るため次のように苦情解決体制をとる。
●苦情解決責任者 ●苦情受付担当者 ●第三者委員（2名）
- 8 法人の運営の透明性の確保
(1) 財務状況の監査と安定した運営・経営の指導等を受けるため、公認会計士等による外部監査を活用する。
(2) 福祉サービス第三者評価を隔年で受審し、評価結果を公表するとともに結果をもとにサービスの向上に努める。
- 9 人材の確保と育成
介護保険の導入によりサービスが多様化してきた。当法人が経営する事業の充実を図るには、優秀な人材の確保と育成が最重要である。質のよいサービス提供は、専門的な知識と技術を身につけた心豊かな職員によってもたらされるものであるため、講習、研修には積極的に参加させ、個々の研鑽、資格取得と資質の向上を図る。
- 10 労働条件の改善と業務の見直し
(1) 労働関連法規の遵守や働きやすい職場づくりを確保するため、社会保険労務士の指導の下、逐次労働条件の見直しを図る。
(2) 業務の見直しを更に実施し、適材適所への配置転換により業務の効率化、職場の活性化を図る。
(3) 仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所として、平成27年12月に鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けた。また、平成29年10月鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業として登録した。さらに職場をあげて育児や介護を応援する、セクハラ・パワハラなどのない働きやすい環境づくり、男女を問わず能力本位で仕事が出来る事業所として取り組む。
- 11 地域との連携
社会福祉法人に求められている地域との共生は、地域にどのように溶け込んでいくかが最大のポイントである。また地域ニーズが何を求めているのかを把握しながら、役員及び職員は、当法人・施設の設備と持てる専門機能を有効に活用し、地域に期待と信頼される法人・高齢者施設として構築していく。
- 12 地域における公益的な取組み
社会福祉法人の責務として求められる地域における公益的な取組として、鳥取県内の社会福祉法人が協働実施する「えんくるり事業（生活困難者に対する相談支援事業）」に参加し、協働して事業に取り組む。

III 今後の課題

- 1 法人（軽費老人ホーム）の経営を安定させるため、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を開設した。利用者が安心して生活できるようさらなる事業の展開を図る。
- 2 利用者、又地域の高齢者が必要とする時に、24時間体制での見守り（介護）が出来る支援事業に取り組む。
- 3 玉真園施設も築後40年以上を経過し、建替えを視野に入れ検討する時期が近づいてきている。低額な料金でサービスを提供できる施設を目指して、建設地、施設種別等を検討する。
- 4 生活保護費受給者、身元引受人がない者（親族があっても身元引受人を拒否される）からの利用相談が増えてきた。成年後見制度の利用や福祉事務所等と連携をとりながら支援できるよう検討する。

平成30年度 軽費老人ホーム玉真園事業計画書

I 基本方針

- 1 社会福祉法人大徳会基本理念、基本方針を遵守し、事業に取り組む。
- 2 利用者一人ひとりのニーズに合った適切なサービスの提供と利用者間の円滑な人間関係の構築に取り組む。
- 3 事故やヒヤリハット事例の分析を行い、事故防止並びに再発防止へ取り組む。
- 4 介護予防、自立支援に向けた計画書の作成、並びにクラブ活動等の見直しと余暇活動の充実を図る。
- 5 職員の資質向上の為の研修会への参加。
- 6 災害時の対応マニュアルの徹底と実践訓練の実施。さらに防災設備・機器の補強更新。

II 事業計画

1 利用者サービス

(1) 個別処遇

- ① 個々の身体・健康状況、性格、判断能力等に応じた個別ケアプランを策定し処遇にあたる。
- ② 利用者の方との個別懇談を実施し、苦情・要望等を直接聞き取り、利用者ニーズを把握してサービスの改善を図る。
- ③ 利用者の家族・保証人の方との定期連絡や懇談等を積極的に行い、利用者が安心して生活できるよう連携を密にする。また緊急時の連携が円滑にできるようにする。
- ④ 経済面に不安のある利用者については、老後資金の必要性を説きながら、安定した生活が継続できるよう理解を求める。
- ⑤ 介護保険（訪問介護・看護、通所サービス、福祉用具貸与）を利用し、利用者の自立支援を図る。
- ⑥ 利用者のサービスに対する満足度を把握するため満足度調査の実施

(2) 団体処遇

- ① 利用者との懇談会を適宜持ち、さらにアンケートや意見箱等で利用者の意見を集約し、これらの意見を反映させた年間・月間行事表計画を策定し、サービスを提供する。
- ② 処遇・食事サービス会議、運営会議、職員会議を毎月1回以上開いて統一した団体処遇計画を立て実践する。
- ③ 毎朝職員のミーティングを実施し、業務の再確認と引継ぎ連絡等万全な状態で業務を遂行する。さらに業務マニュアルの作成、見直しを随時行い質の高いサービスを提供する。
- ④ 利用者の家族・保証人を施設の行事に招待し、玉真園との交流を積極的に進めてゆく。

(3) 生活支援

- ① 医療機関への送迎、買い物等への便宜を図る。またこれ以外にも悪天候等の時は交通事故防止を図るため医療機関への送迎を随時行う。
- ② 訪問販売（衣料、食品、生活用品）、移動理美容車等の訪問サービスを積極的に活用し、生活の利便性を図る。
- ③ 金銭管理等に不安がある者への支援サービスとして、園の預り金制度を活用し支援する。

(4) 住宅環境

- ① 老朽化した施設・設備を利用者が快適に生活できるように改修に取り組む。
- ② 安全で、安心して快適に生活できる住まいの提供に努力する。

(5) 食事

- ① 食事の提供はバイキング式を基本とするが、食の制限が必要な方、過食により体重増になる者への配慮として盛り切り式も積極的に取り入れる。
- ② 和食の手作り家庭料理を基本とするが、時には洋食、中華、弁当、喫茶等に取り組み変化とバラエティーに富んだ食を提供する。
- ③ 利用者の嗜好を把握するため、食事調査やアンケートを随時行う。
- ④ 安全な食材、地産の食材の使用に心がけ、季節感、地域特性、季節行事を考慮した食を提供する。
- ⑤ 減油・減塩食の健康への効果を説きながら、調理に従事する職員は統一した基準で減油・減塩食に取り組む。
- ⑥ 安全で、食べやすく、きれいで美味しく、適温で提供できるよう調理工夫する。
- ⑦ 食堂への入室時や料理を盛り付ける時のトラブル、またテーブルや席の取りあい等のトラブルが頻繁に発生する。その都度利用者へは説明し理解を求めるが、食堂内のテーブル配置や備品等を検討し気持ち良く食べていただけるよう整備する。

(6) 入浴サービス

- ① 浴室、風呂水は清潔に保つように設備管理を徹底する。週1回は配管殺菌と風呂水の入れ替えを行う。また年1回は浴槽、循環配管の洗浄・殺菌を実施し、レジオネラ菌対策について徹底を図る。
- ② 風呂水の温度・入浴時間・脱衣場の環境等、利用者の要望に浴えるよう配慮する。
- ③ 介護が必要な利用者には、訪問介護を利用し、安全で安心して入浴できるように努める。
- ④ 大浴室での入浴に不安がある者には、1階小浴室に整備した介護浴槽を利用して安全で安心して入浴できるよう配慮する。

(7) 保健及び介護予防

① 健康管理

- ア 毎週1回嘱託医による医療相談を実施する。
- イ 定期健康診断を年2回実施し健康状態の把握に努める。さらに定期的に看護師による血圧測定、検尿、体重測定を行い、利用者個々の健康、身体状況に応じた健康指導にあたる。
- ウ 利用者の認知力の低下に伴い、正しく服薬ができない利用者へ配薬管理を行い、安全な服薬指導を行う。また、受診時に症状の訴えができない、医師からの説明が理解できない者も増えてきた。家族等による付添受診ができない者には、可能な限り職員による付き添い支援を行う。
- エ 感染症予防対策については、施設、設備、備品等を定期殺菌する。更に食事前の手洗い等の励行を徹底する。季節性インフルエンザ対策については利用者、職員ともに予防接種を行う。

② 健康促進

- ア 午前、午後集会場健康体操、介護予防体操等を実施する。さらに毎日定時にラジオ体操を園内全館に流し、体を動かすことを奨励する。
- イ 健康講座を年1回以上実施し、健康意識の高揚を図る。
- ウ 趣味・娯楽・生きがい活動を通じて健康促進を図る
- エ 定期的に理学療法士による機能訓練指導教室を開催する。
- オ 医師、看護師の指導の下に、歩け歩け（弥次・喜多クラブ）運動を推奨する。
- カ 口腔衛生指導教室を開催する。また個別口腔指導も行い、歯の衛生、健康管理を行う。
- キ 食を提供するにあたって減塩食に取り組んでいるが、一部の方の理解が得られない。看護師、栄養士が主体となって減塩の効果の理解を求め

③ 介護予防

ア 外部講師による転倒予防教室を開き、介護予防についての実践を図る。

イ 歳末たすけあい義援金を受配して整備した機器を最大限に活用し、遊び心で参加できる介護予防、健康増進に取り組む。

ウ 閉じこもり防止対策として、室内外で出来る軽スポーツを取り入れ、定期的に大会を催したりして参加を呼びかける。

エ 職員は、転倒その他の危険箇所がないか総合的に園内を点検し、利用者の安全を図る。

オ デイサービス、通所リハ、訪問リハ等を利用して、身体機能の低下の予防を行う。

カ 軽・中度の認知症（物とられ妄想、独り言、昼夜逆転、夜間徘徊等）の方が多くなり利用者間のトラブルが増えてきた。介護サービスの利用や預り制度や家族との連携を密にしてトラブルの解消を図る。

(8) 趣味・娯楽・生きがい

① 大型テレビ、カラオケ設備、新聞・雑誌・書籍、輪投げ、ペタンク、パソコン、囲碁、将棋、ケーブルテレビ、ゲーム機、マッサージ器等の娯楽・健康機器を備え付け、これらを有効に利用し趣味・娯楽・余暇活動を推奨する。

② 歩こう会、桜花見、藤花見、小旅行、紅葉狩り、ミニハイキング等の行楽行事を実施し、時季の自然に親しむ。また利用者の体力に応じた日帰り旅行も実施する。

③ 桜花見、藤花見、七夕会、運動会、演芸会、クリスマス会、新年会、とんどさん、節分豆まき、ひな祭り等の季節的行事も実施する。

④ 毎月誕生会を催し、誕生者には記念品等を贈りお祝いする。

⑤ 米寿・喜寿等の賀寿を迎えられた方に御祝品等を贈り、利用者・職員・家族等と長寿を祝う。

⑥ 花一杯運動として、園周辺に花苗、花木等を植えて明るくさわやかな雰囲気環境づくりに取り組む。

⑦ お楽しみ会と称して、ゲーム・レクリエーション等を実施する。

⑧ 趣味、娯楽活動等の一助として次の活動を定期化し参加を奨励する。

◎華道 ◎俳句 ◎お楽しみ会 ◎弥次・喜多クラブ ◎パソコン ◎歌おう会・ひばりの会 ◎グランドゴルフ ◎ペタンク ◎ぬり絵

◎映画会 ◎かきかたクラブ ◎農園・園芸 ◎輪投げ ◎折紙教室 ◎絵手紙の会 ◎四季クラブ

⑨ 大山町図書巡回車を活用し、余暇活動を支援する。

(9) 地域交流

① 地域等の方のボランティア協力を得て、4月22日（日）に玉真園まつりを開催し、庄内地区住民の方との親睦交流を図る。

② 秋に玉真園運動会を開催し、地域保育園児・ふれ愛ランチ参加者・老人クラブ員を招き、一緒に競技を楽しむ。

③ 地域で開催されるイベント・サークル活動等（町総合文化祭、町福祉大会、老人クラブ、地域団体、公民館活動、趣味の会、町主催行事等）への参加の奨励や支援する。

④ ボランティア体験事業、中学・高校等の職場体験事業等を積極的に受け入れ、老人福祉施設への理解と実情を知ってもらう。

⑤ 保育所、小学校等の行事には積極的に参加し交流を図る。その他町内諸行事にも参加する。また当園施設を地域団体等に解放して親睦を図る。

⑥ 地域（大雀、大塚、福田、塚根、文珠領、古御堂、富長、中村、古原、押平）の60歳以上の方を対象に、食事提供サービス事業（ふれ愛ランチ）等を毎月2回以上実施する。

⑦ 第6明生会（玉真園老人クラブ）の活動を通じて、地域老人クラブや団体と積極的に交流が出来るよう支援する。

(10) 苦情解決について

① 利用者個人の権利を擁護するとともに、施設の社会性、適正を確保するため苦情解決の組織を活用し、利用者へのサービス向上と苦情の適正な解決を図る。

② 日々のサービスの質の向上に努めるとともに、接遇、問題解決、説明能力の向上に取り組む。

(11) 個人情報の保護について

① 個人情報保護に関する法律、当法人の個人情報保護に関する規則を遵守し、利用者等の個人情報の保護にあたる。

② プライバシー保護マニュアルを遵守して、利用者のプライバシーを保護する。

2 施設の管理運営

(1) 職員体制

① 大徳会の理事会、評議員会の決議を遵守して、園長の指揮下の基に責任を持って事業運営を円滑に進める。

② 研修会等に積極的に参加し、更に法律専門家の指導を仰ぎながら諸規程、マニュアル等の見直しを随時行う。

③ 業務遂行にあたっては効率・合理化を図り、労働時間短縮の努力と待遇も逐次改善してゆく。

④ 年間研修計画を立て、研修会に積極的に参加させ高度な知識技術を習得する。また内部研修も行って資質の向上を図り、利用者処遇に反映させていく。また職員は、各種資格取得に努力してゆくこと。

⑤ 全職員の定期健康診断を行うと共に、給食従事者は毎月検便を行う。

⑥ 安全点検を実施するなど、事故に対し可能な限り予知、予測し事故防止を徹底する。特に公用車の使用に際しては、道路交通法を遵守するとともに、公用車の運転時の運転マニュアルを徹底する。

(2) 施設・設備管理

① 人に、特に高齢者にやさしく、安全な施設づくりを目標に、施設の整備に取り組む。

② 建物・建物付属設備の維持管理と、老朽化した施設・設備の改修及び保守管理に努める。

③ 電気・ガス・A重油・給排水・消防用・冷暖房・EV・入浴設備等の保守管理については専門業者に委託して保安・衛生上の万全の措置を図る。

④ ゴキブリ・ねずみ等の害虫駆除と入浴施設の清掃等についても業者委託し、衛生上遺憾なきよう期する。

(3) 防災・人命安全

① 消防計画に基づき各種防災訓練、消防法に基づく消防用設備の点検を実施する。さらに設備の自主点検と取扱訓練も実施する。

② 自動消火設備、自動火災通報装置の整備により、自動火災通報機能や初期消火機能が強化されたが、今後も電気設備、火気使用状況、電気器具の使用状況を定期的に点検し、火災予防に努めるとともに地域防災体制との連携も図る。

③ AEDの取扱・心肺蘇生訓練を関係機関の指導のもとに実施する。またのど詰め等に対する救急訓練も定期に実施する。

④ 感染症対策、自然災害対策を常に見直すとともに、想定される事故・災害に対する訓練を定期に実施して万全な体制を図る。

⑤ 防犯対策として、防犯設備の強化や定期に防犯訓練を行い、有事の時に備える。

⑥ 災害時に対する備蓄品の確保、管理を徹底する。また大雀地区区長から津波災害時の緊急避難場所への要請を受けたため、災害時には避難場所として提供する。

平成30年度ホームヘルパーセンター玉真園事業計画書

I 基本方針

- 1 社会福祉法人大徳会基本理念、基本方針を遵守し業務に取り組む。
- 2 利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立った訪問サービスの提供に努めます。
- 3 利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう努めます。また、地域の関係機関等との連携を強化し地域福祉に貢献するよう努めます。

II 事業計画

1 実施事業

- (1) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携と情報の共有
- (2) ヘルパー同士の情報共有に努め、質の高いサービス提供の実施
- (3) 利用者の家族との信頼関係を築き、在宅での生活が継続できるよう支援を行う
- (4) 利用者の生活機能を理解し、残存機能や存在能力を引き出す援助
- (5) 介護予防、認知症ケアに関する勉強会、研修会へ参加し、事業所全体のレベルアップ
- (6) ケアプランにそった介護、目標達成できるようなサービス提供と伝える記録の書き方
- (7) 接遇マナー、介護の心得、利用者対応についての意識向上
- (8) 利用者満足度調査の実施

2 重点目標

- (1) 接遇マナーの向上、介護技術の向上へ向けて研修会への積極参加
- (2) 苦情への対応（法人苦情対応規程に基づき対応する）
- (3) リスク管理
- (4) 経営管理
 - ① 地域住民及び関係機関へ積極的に広報活動を行う。
 - ② 減算対策の検討・実施。
 - ③ 稼働率の向上、介護25件、予防10件を目標。

平成30年度ケアプランセンター玉真園事業計画書

I 基本方針

- 1 社会福祉法人大徳会基本理念、基本方針を遵守し業務に取り組む。
- 2 法人の諸規則及び関係法令を遵守して、利用者・家族の在宅生活を支援します。
- 3 医療、地域包括支援センターとの連絡・連携に努めます。

II 事業計画

1 実施事業

- (1) 登録者の確保と稼働率の向上と安定
- (2) 居宅介護支援業務（ケアプラン作成、サービス担当者会議やモニタリング等記録の仕方）の適切な実施
- (3) 医療機関等との密の連携、専門職（医療・保健・福祉）との密の連携、ネットワークづくり
- (4) 在宅療養者に対するサポート、他職種が協力し合いチームとしての役割の構築
- (5) 認知症高齢者に対する理解を深め、住み慣れた地で生活が続けられるように支援する
- (7) 地域貢献活動への参加
- (8) 利用者満足度調査の実施

2 重点目標

- (1) 接遇マナー向上への取組
- (2) リスク管理
- (3) 苦情対応（法人苦情対応規程に基づき対応する）
- (4) 経営管理
 - ① 地域住民及び関係機関へ積極的に広報活動を行う。
 - ② 減算対策の検討・実施
 - ③ 稼働率向上 介護30件、予防10件を目標。